

司法警察員の指定に関する訓令

[最終改正 令和6.3.8 京都府警察本部訓令第3号]

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年京都府公安委員会規則第3号）第1条第2項の規定により、京都府警察に勤務する巡査の階級にある警察官のうち、次の者を司法警察員に指定する。

- (1) 警察本部の生活安全部（生活安全企画課を除く。）、刑事部、交通部（交通企画課、交通規制課及び運転免許試験課を除く。）、警備部（機動隊を除く。）及びサイバー対策本部に勤務する巡査長の職にある警察官
- (2) 警察署に勤務する巡査長の職にある警察官。ただし、会計係、警務係、留置管理係、犯罪被害者支援係、広聴・相談係、地域第一係、地域第二係、地域第三係、地域管理係、地域管理・水上係及び機動警ら隊の勤務を本務とする者を除く。

附 則

この訓令は、昭和42年10月1日から施行する。